

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所下水道局計画調整課

5 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成十八年広島県告示第三百四十六号の事業地のうち、安佐南区沼田町大字伴、佐伯区五日市町、海老園三丁目、海老山南一丁目、海老山南二丁目、五日市町大字石内を変更し、安佐南区山本新町一丁目、山本新町二丁目、山本新町三丁目、山本新町五丁目、伴南五丁目、佐伯区石内北一丁目、石内北二丁目、五日市港二丁目、五日市港三丁目、五日市港四丁目を加える。

広島市告示第496号

平成22年10月1日

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する、同法第62条第1項の規定による認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 都市計画事業の種類および名称

広島圏都市計画下水道事業（広島平和記念都市建設事業）広島公共下水道

2 施行者の名称

広島市

3 事業所の所在地

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所下水道局計画調整課

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成十八年広島県告示第三百四十六号の事業地のうち、安佐南区沼田町大字伴、佐伯区五日市町、海老園三丁目、海老山南一丁目、海老山南二丁目、五日市町大字石内を変更し、安佐南区山本新町一丁目、山本新町二丁目、山本新町三丁目、山本新町五丁目、伴南五丁目、佐伯区石内北一丁目、石内北二丁目、五日市港二丁目、五日市港三丁目、五日市港四丁目を加える。

広島市告示第497号

平成22年10月1日

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記のとおり指定します。

広島市長 秋 葉 忠 利

記

【指定期間】

平成22年10月1日から平成28年9月30日まで

医療機関名称	郵便番号	所 在 地	電話番号
横田メンタルクリニック	732-0053	広島市東区若草町11-2 グランアーケテラス3F	082-568-8338
パール薬局川内店	731-0102	広島市安佐南区川内四丁目15-20	082-962-5153
マスダ薬局	731-0138	広島市安佐南区祇園六丁目17-12	082-874-7015

広島市告示第498号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 パルティ・フジ三入

(2) 所在地 広島市安佐北区三入二丁目734番1外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ

代表取締役 尾崎 英雄

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成22年9月22日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年10月1日から平成23年2月1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年

法律第178号)に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年2月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

~~~~~  
広島市告示第499号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 パルティ・フジ三入

(2) 所在地 広島市安佐北区三入二丁目734番1外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フジ

代表取締役 尾崎 英雄

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

| 施設No. | 位 置      | 面 積         |
|-------|----------|-------------|
| 1     | フジ店舗建物南側 | 162.5平方メートル |
| 計     |          | 162.5平方メートル |

(変更後)

| 施設No. | 位 置         | 面 積         |
|-------|-------------|-------------|
| 1     | フジ店舗建物南側    | 162.5平方メートル |
| 2     | ダイソー店舗建物北東側 | 21.0平方メートル  |

|   |            |             |
|---|------------|-------------|
| 3 | 西松屋店舗建物東側  | 21.0平方メートル  |
| 4 | やまもと店舗建物南側 | 32.0平方メートル  |
| 計 |            | 236.5平方メートル |

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午後10時00分

(変更後)

| 小売業者名    | 開店時刻    | 閉店時刻     |
|----------|---------|----------|
| やまもと     | 午前6時00分 | 午後10時00分 |
| その他の小売業者 | 午前9時00分 | 午後10時00分 |

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前5時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成22年10月1日

5 届出年月日

平成22年9月29日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

広島市安佐北区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年10月1日から平成23年2月1日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年2月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

広島市告示第 5 0 0 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 天満屋広島八丁堀店  
(2) 所在地 広島市中区胡町 5 番 2 2 外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ベガサスエステート  
代表取締役 木住 勝美  
岡山市北区中山下二丁目 3 番 2 0 号  
東洋観光株式会社  
代表取締役 今井 誠則  
広島市中区紙屋町一丁目 5 番 1 4 号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 小 売 業 者 |                   | 住 所                   |
|---------|-------------------|-----------------------|
| 氏名 (名称) | 代 表 者             |                       |
| 株式会社天満屋 | 代表取締役社長<br>伊原木 隆太 | 岡山県岡山市北区表町二丁目 1 番 1 号 |

(変更後)

| 小 売 業 者     |                   | 住 所                      |
|-------------|-------------------|--------------------------|
| 氏名 (名称)     | 代 表 者             |                          |
| 株式会社天満屋     | 代表取締役社長<br>伊原木 隆太 | 岡山県岡山市北区表町二丁目 1 番 1 号    |
| 株式会社ジュンク堂書店 | 代表取締役<br>岡 光孝     | 兵庫県神戸市中央区三宮一丁目 6 番 1 8 号 |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業者名   | 開店時刻     | 閉店時刻   |
|---------|----------|--------|
| 株式会社天満屋 | 午前 1 0 時 | 午後 8 時 |

(変更後)

| 小売業者名        | 開店時刻                               | 閉店時刻     |
|--------------|------------------------------------|----------|
| 株式会社天満屋<br>外 | 午前 1 0 時（ただし、年間<br>1 0 日に限り午前 9 時） | 午後 1 0 時 |

4 変更年月日

平成 2 2 年 1 0 月 1 日

5 変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2 0 , 2 9 5 平方メートル  
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
0 台  
イ 駐輪場の収容台数  
0 台  
ウ 荷さばき施設の面積  
1 4 6 平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
8 3 . 2 5 立方メートル  
(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
駐車場の設置なし。  
イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
駐車場の設置なし。  
ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時 3 0 分から午後 9 時まで

6 届出年月日

平成 2 2 年 9 月 2 9 日

7 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号  
広島市経済局地域産業支援課  
(2) 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号  
広島市中区役所市民部市政振興課

8 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成 2 2 年 1 0 月 1 日から平成 2 3 年 2 月 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び平成 2 2 年 1 2 月 2 9 日から平成 2 3 年 1 月 3 日までを除く。  
(2) 縦覧のできる時間帯  
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

1 0 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成23年2月1日

## (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第501号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マダムジョイ千田店

(2) 所在地 広島市中区東千田町二丁目10番1外

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 広島電鉄株式会社

代表取締役 大田 哲哉

広島市中区東千田町二丁目9番29号

(変更後) 広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

(1) 店舗設置者の代表者の変更 平成22年6月29日

(2) 小売業者の変更 別紙のとおり。

5 届出年月日

平成22年9月30日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年10月1日から平成23年2月1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年

法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年2月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

~~~~~

## 広島市告示第502号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マダムジョイ江波店

(2) 所在地 広島市中区江波西一丁目478番4

## 2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

## 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 広島電鉄株式会社

代表取締役 大田 哲哉

広島市中区東千田町二丁目9番29号

(変更後) 広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

## 4 変更年月日

平成22年6月29日

## 5 届出年月日

平成22年9月30日

## 6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課



(2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年10月1日から平成23年2月1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年2月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第503号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 マダムジョイ己斐店

(2) 所在地 広島市西区己斐本町一丁目18番1

2 大規模小売店舗を設置する者

広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 広島電鉄株式会社

代表取締役 大田 哲哉

広島市中区東千田町二丁目9番29号

(変更後) 広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

4 変更年月日

平成22年6月29日

5 届出年月日

平成22年9月30日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年10月1日から平成23年2月1日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年2月1日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第504号

平成22年10月1日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ファミリータウン広電楽々園

(2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目441番1外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広電ストア

代表取締役 尾崎 義昭

広島市中区東千田町二丁目9番29号

広島電鉄株式会社

代表取締役 越智 秀信

広島市中区東千田町二丁目9番29号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名